

飯田市災害廃棄物処理計画(案) (概要版)

1. 計画策定の目的

災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが重要である。

国の災害廃棄物対策指針等を参考として、長野県災害廃棄物処理計画を踏まえ、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的とする。

なお、実効性を確保するため、計画は定期的に見直しを行う。

計画名	策定期間	位置付け
飯田市災害廃棄物処理計画 (本計画)	発災前	被害想定に基づく計画
飯田市災害廃棄物処理実行計画	発災後	実際の状況に応じた計画

2. 対象とする災害

※被害想定は、環境省の平成 28 年度中部ブロック災害廃棄物処理計画作成モデル事業 (H29. 3) による。

○地震災害

- ・伊那谷断層帯主部の地震 (CASE3) : 最大震度 7、最大避難者数 22, 740 人、全壊・焼失 2, 880 戸
- ・南海トラフ巨大地震 (陸側ケース) : 最大震度 6 弱、最大避難者数 15, 860 人、全壊・焼失 790 戸

○風水害

- ・洪水災害 : 飯田市「防災ハザードマップ」による浸水想定区域図から被害を想定
- ・土砂災害 : 長野県の示す「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」から被害を想定

3. 対象とする災害廃棄物

廃棄物の区分	廃棄物の種類
被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿
災害によって発生する廃棄物等	不燃性混合物、可燃性混合物、木質系廃棄物 (木くず)、コンクリートがら、金属くず、廃家電、廃自動車、思い出の品等

[災害廃棄物発生量の推定]

想定地震	災害廃棄物発生量 (t)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ必要基数 (30 人/基)	便袋発生量 (kg/日)	避難所ごみ発生量 (kg/日)	仮置場必要面積 (㎡)
伊那谷断層帯主部の地震	235, 888	115, 096	379	102, 533	6, 720. 5	54, 548
南海トラフ巨大地震(陸側)	7, 991	98, 357	264	96, 518	4, 687. 2	1, 887

4. 災害廃棄物処理の基本方針

- 処理期間 : 3 年間を目標
- 処理費用 : 廃棄物処理法に基づく災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用する。
- 処理方法等 : リサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくする。

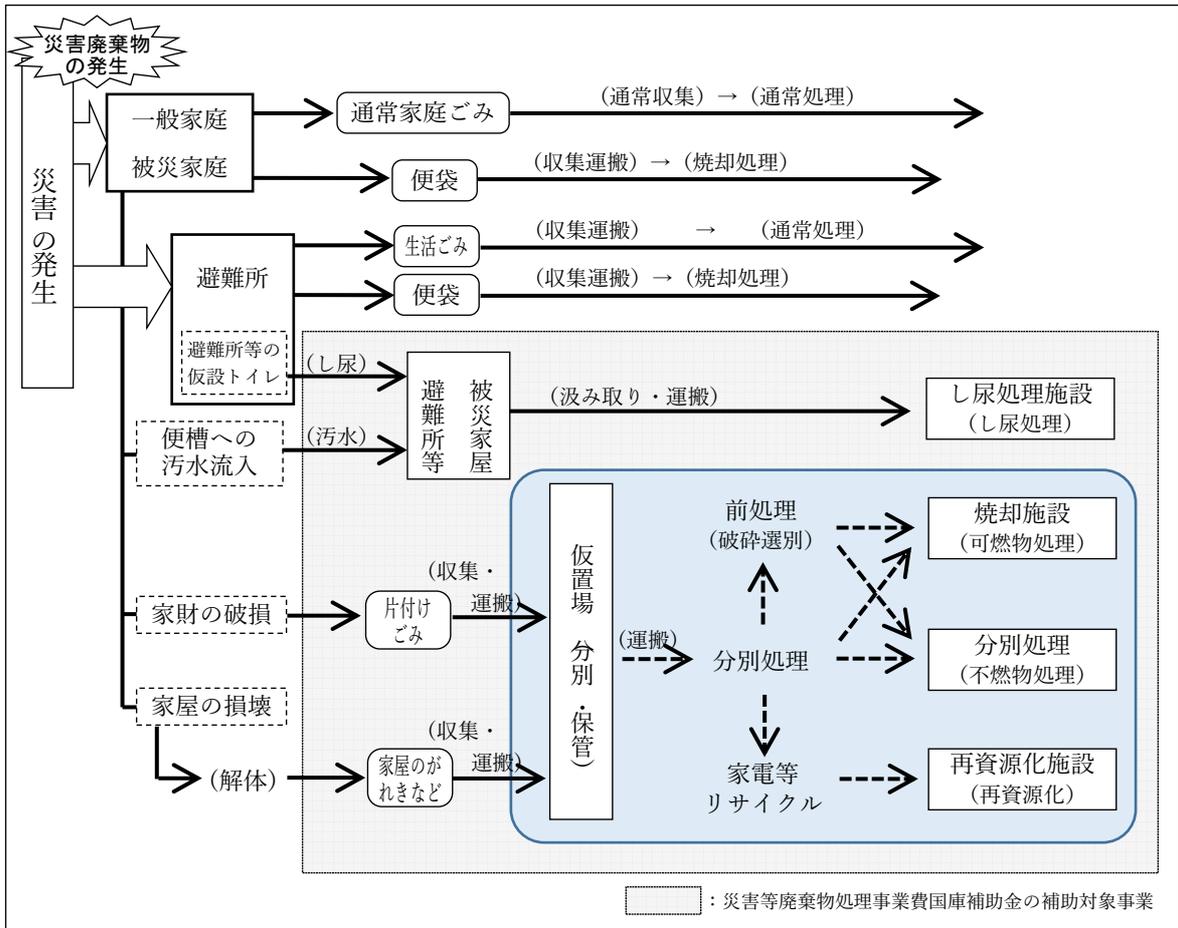
5. 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物は、被災現場で分別した上で仮置場へ搬入し、仮置場に分別して集積・保管する。

これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて破砕、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。

既存の廃棄物処理施設において目標期間内で処理しきれない等の場合は、破砕、選別等のための仮設処理施設の設置を検討する。

[災害廃棄物処理のイメージ]



6. 災害廃棄物処理（し尿・生活ごみ・避難所ごみ）

(1) し尿

被災の初期段階では、断水や下水道の設備の断裂により、各家庭や公共施設等でのトイレの使用が困難となることが想定される。また、仮設トイレの設置までには相応の時間を要することから、携帯トイレや簡易トイレの使用が第一段階では最も有効な手段として想定される。

(2) 生活ごみ・避難所ごみ

避難所ごみ・生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設で処理を行う。

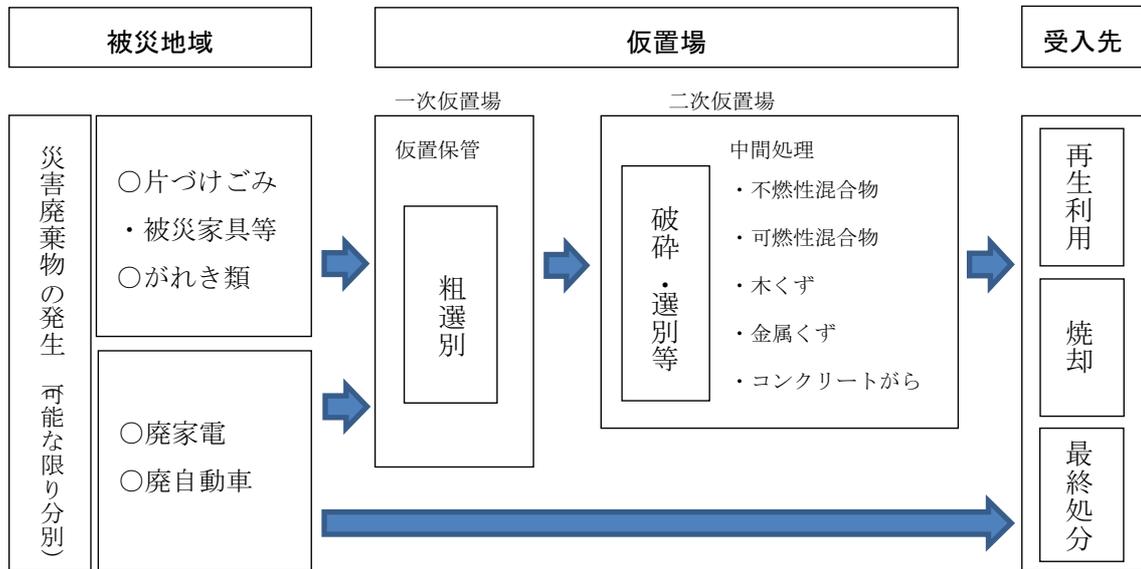
避難所開設場所周辺に一時的な保管場所を確保する。

原則的には、災害発生時においてもごみの収集運搬については、平時と変わりなく継続する。一般廃棄物受入施設の被災状況により、搬出先変更については迅速な指示を行う。

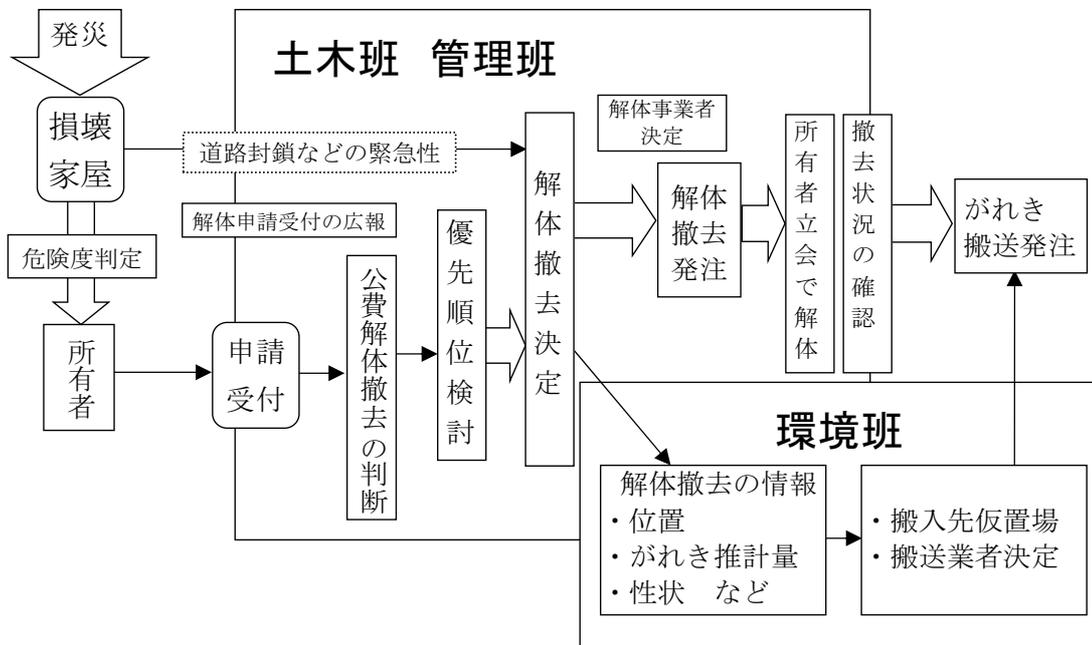
7. 災害廃棄物(し尿・生活ごみ・避難所ごみを除く)

災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減や資源の有効利用の観点から、可能な限りリサイクルを進め、焼却処理量及び最終処分量の削減に努める。

また、災害廃棄物については、処理施設等に直接搬入せず、いったん仮置場に収集し、分別を行ったうえで、各処理施設に搬入することとする。



がれき等の処理フロー



損壊家屋等の撤去フロー

8. 仮置場

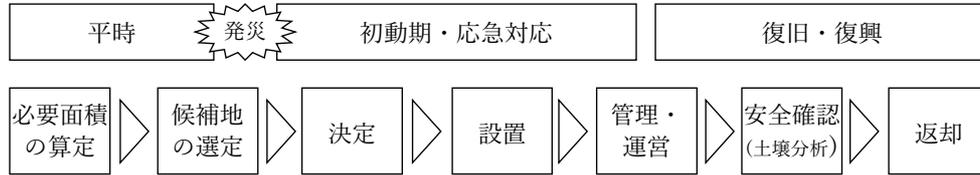
仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積する場所である。

一次仮置場は次の2種類を設置するものとする。

(a) 廃家電や被災家具など生活用品を主体として、一般市民が搬入できる場所。

(b) 建築廃材等がれきを主体としたもの。原則、一般市民は立入禁止とする。

仮置場の検討は、下記のフローに従って行う。平常時からあらかじめ仮置場の必要面積の算定と候補地の選定を行い、発災後は速やかに仮置場を設置して管理・運営を行う。



出典：環境省「災害廃棄物対策指針」を基に作成

仮置場検討フロー

(1) 仮置場候補地の選定 【平常時】

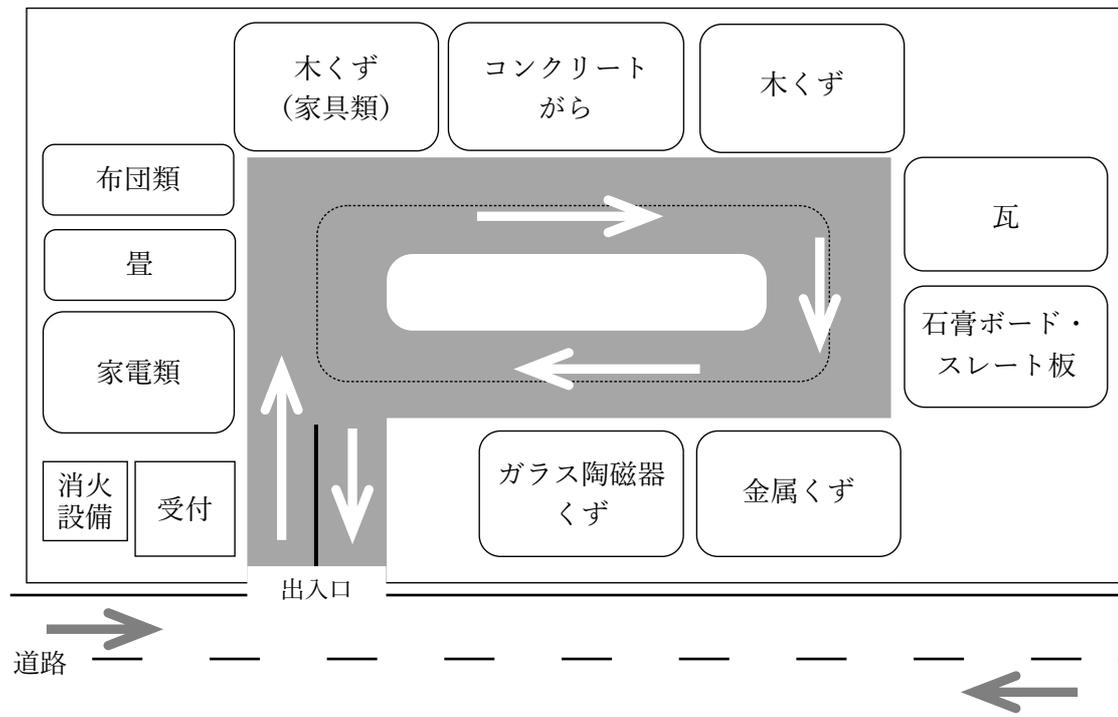
速やかに被災現場から災害廃棄物を搬出するため、災害直後から仮置場を確保することが重要である。被害想定に対応した仮置場の面積、設置場所を考慮し、仮置場候補地を選定する。

平常時に仮置場の候補地を選定する必要がある。大規模な災害発生時には広大な面積が必要となるが、平常時に広大な土地を確保するのは困難であるが、試算上の面積に足りなかったとしても、可能な限り候補地を選定し、データベース化しておく。

自衛隊の野営地や、仮設住宅の建設予定など他の関連事項と調整を行う。

災害の規模によっては、一次仮置場の前にさらに一時的に災害廃棄物を置く場所が必要になる場合も考えられる。住民が自ら持ち込み自ら管理する住民仮置場の選定について、地域の自主防災組織、住民自治活動組織等と協議する。

(2) 仮置場の管理運営 【応急対応（発災～3週間程度）】



仮置場の分別配置の例